

(第一類 第七号)

第五回国会 大藏委員会 議録 第十九号

昭和二十四年四月二十二日(金曜日) 午前十時四十三分開議

出席委員

- 委員長 川野 芳滿君
- 理事 島村 一郎君 理事 塚田 十一郎君
- 理事 宮崎 靖君 理事 荒木 萬壽夫君
- 理事 風早 八十二君
- 石原 登君 高間 松吉君
- 岡野 清藏君 小山 長規君
- 北澤 直吉君 佐久間 徹君
- 前尾 繁三郎君 三宅 則義君
- 河田 賢治君 内藤 友明君
- 河口 陽一君

出席國務大臣

- 大藏大臣 池田 勇人君
- 大藏政務次官 中野 武雄君
- (主税局長) 平田 敬一郎君
- 大藏事務官 内藤 敏男君
- (管理局財務部長) 大藏事務官 内藤 敏男君
- 委員外の出席者 専門員 黒田 久太君 専門員 椎木 文也君

四月二十一日

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)の審査を本委員会に付託された。

同日 中共地区の一般未帰還者に対する給與の陳情書(引揚者団体九州地方連合会事務局長西山武八)(第二十七号) 中小企業専門の金融機関設置に関する陳情書(愛知縣議會議長大見爲次)(第二十七号) 養蚕業者に対する工重課税是正の陳情書外五十一件(新潟縣養蚕販賣農業協同組合連合会長森山善治郎外四千四百五十七名)(第二十九号) 製茶に対する物品税撤廃の陳情書(京都府茶業連合青年團長山田庄三郎外七名)(第二十九号) 戦災都市に対する旧軍用地並びに建造物無償譲渡等の陳情書(千葉縣議會議長福地新作)(第二十七号) 取引高税廃止に関する陳情書(函館商工会議所会頭相馬雄二外四十三名)(第二十七号) を本委員会に送付された。

本日の會議に付した事件 國立病院特別会計法案(内閣提出第三八号) 揮發油稅法案(内閣提出第五七号) 酒稅法等の一部を改正する法律案(内閣提出第五九号) 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第六六号)

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案

政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律(昭和二十二年法律第七十一号)の一部を次のように改正する。

第一條に次の一号を加える。

四 予算決算及び会計令(昭和二十二年勅令第六十五号)第七條第一節から第三節までの規定に従い一般競争入札又は指名競争入札に付し、國が結んだ契約により提供される物又は役務

第九條第二項中「第一号及び第二号」を削る。

附則 一 この法律は、公布の日から施行する。

二 この法律施行前に成立した契約については、なお従前の例による。

○川野委員長 これより會議を開きます。

稅法の審査を履行いたします前に、昨日本委員会に付託されました、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、まず政府の説明を求めます。中野政務次官。

○中野政府委員 政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案の提案の理由を御説明いたします。

昭和二十二年九月十二日付連合國最高司令官からの日本政府あて政府支出の削減に関する覚書の発出に伴い、政府はやみ價格と不当な高賃金による支拂いから免れ、直面している財

政の危機を打開突破しようという異常な決意をもつて、同年十二月第一回國會に法律案を提出し、御審議並びに議決を得ました。この法律を制定せられましたことは御承知の通りでありまして、政府は爾來一年余りの法律の円滑な運用につきまして非常な努力をいたして参つておりますが、施行の実情にかんがみまして、法律の改正にまたなければならぬ点について鋭意研究しつづありましたところ、今回連合國最高司令官から再び覚書が発せられまして、政府支出の削減の趣旨に沿うような競争入札契約による政府支出の場合には、その契約額を公價として取扱うことができるよう指令されましたので、ここにこの法律の改正を必要とするに至つた次第であります。

すなわち一般競争契約または指名競争契約に基づいて、政府が物品、資材、建設または役務の給付を受けてその対價を支拂う場合は、政府があらかじめ予定價格を計算し、しかもその計算を合理適正なものとし、その範囲内で落札する以上、その額を一種の公價として取扱つても、決して政府支出の不当を來さないわけでありまして、覚書の趣旨もここにあらわけであると存じております。

以上の理由によりましてこの法律案を提出いたしました次第であります。右に述べました覚書において、至急実施するようにとの指示のおつた関係もございますので、何とぞ御審議の止、すみやかに御賛成あらんことを希望いたします。

○河田委員 これまでこの問題につきましては、政府は總司令官の覚書によりまして、大体マル公原價計算というところが重点になつておつたと思つております。ところがこれについて、この前の政府委員の説明では、單に書類の手續上の問題だけでなく、マル公の原價計算によるとなか／＼契約あるいは仕事の進捗が困難であるので、適正な價格でもこれを買入れるようにしたい、というふうな対話があつたのであります。この点について明確な御答弁を、簡單でかつこうでありますからお願いいたします。

○内閣政府委員 ただいまの点お答え申し上げます。本法律につきましては、先ほども政務次官から提案説明をいたしましたように、政府においてはマル公を中心に支拂いをして行け、というふうなことであります。ところがマル公がないものもございまして、ここに最近に至りましては、いわゆる統制價格がだん／＼はすされて行くという傾向にありまして、そういうマル公のないものにつきまして、業者側におきまして支拂いを請求する場合、勞務、材料、諸役務というふうないわゆる三要素に分割して、請求をしなければならぬという建前になつておるのであります。これは言葉としては簡單に申せませんが、実際にやる場合には非常な苦勞を伴うというところで、この点の緩和に

望みます。

○川野委員長 本案に対する質疑を許します。河田賢治君。

○河田委員 これまでこの問題につきましては、政府は總司令官の覚書によりまして、大体マル公原價計算というところが重点になつておつたと思つております。ところがこれについて、この前の政府委員の説明では、單に書類の手續上の問題だけでなく、マル公の原價計算によるとなか／＼契約あるいは仕事の進捗が困難であるので、適正な價格でもこれを買入れるようにしたい、というふうな対話があつたのであります。この点について明確な御答弁を、簡單でかつこうでありますからお願いいたします。

○内閣政府委員 ただいまの点お答え申し上げます。本法律につきましては、先ほども政務次官から提案説明をいたしましたように、政府においてはマル公を中心に支拂いをして行け、というふうなことであります。ところがマル公がないものもございまして、ここに最近に至りましては、いわゆる統制價格がだん／＼はすされて行くという傾向にありまして、そういうマル公のないものにつきまして、業者側におきまして支拂いを請求する場合、勞務、材料、諸役務というふうないわゆる三要素に分割して、請求をしなければならぬという建前になつておるのであります。これは言葉としては簡單に申せませんが、実際にやる場合には非常な苦勞を伴うというところで、この点の緩和に

ついでいろいろ研究をいたしておつたのでありますが、今回再び賞書が出まして、競争入札による場合について、これは一般に競争をもつて行つたところに客観性があるという点から、この価格をマル公として考えてもよいのではないかとしような考え方からいたしまして、これをマル公並に取扱ひまして、先ほど申しました三要素に合わせるということをやめたわけでありました。ただこの場合入札にしますと政府側で予定価格というものを計算いたします。この計算の方法はマル公のあるものは、もちろんマル公によりまして、マル公のないものにつきましては、先ほど申しましたような三要素に合わせるという点を、今度は政府側で考えなければならぬようになつたわけです。この三要素に合わせるというところが、大体今お話をいたしました適正な価格に持つて行くという一つの方法であります。性質上どうしても三要素にわけられないというふうなものがあります。たとえて申しますと、古い建物を買うというふうな場合には、これを三要素にわけるといふことは非常に困難でありますので、そういう場合には統制価格に基準をとりました評價によりまして、予定価格を立てる、こういうことになりまして、お話をいたしましたように、大体適正な価格を政府側で考えまして、予定価格というものを立て、その範囲内で落札した場合にはそれをマル公として取扱ひ、こういうふうになつた次第であります。

○川野委員長 本案に対する質疑ははかにありませんか。なければ本案に対する質疑はこれにて終了といたします。

○川野委員長 次は昨日すでに質疑を打ち切りました国立病院特別会計法案を議題として、討論に入ります。討論は通告順にこれを許します。宮幡靖君。

○宮幡委員 たいだま議題となつております国立病院特別会計法案に対して、討論に入るに先立ちまして、修正意見を申し上げます。本修正案は共産党を除きます各派共同の提案でありまして、その修正案を申し上げますと、本法の附則第三項及び第四項はこれを本條の中に挿入すべきものである、かような趣旨でありまして、それを法文的に申し上げますと、第十七條に二項と三項を設けたい。その第二項は「政府は、この会計の歳出の財源に充てるため必要があるときは、前項に規定する場合の外、予算の範囲内において、一般会計からこの会計に繰入金をする事ができる。三項は「前項の規定により一般会計からこの会計に繰入金をした場合において、決算上剰余金が生じたときは、政令の定めるところにより、当該剰余金に相当する金額の一部を利益に組み入れず、翌年度の歳入に繰り入れることができる。」というのであります。

その理由はすでに質疑の間にも申し上げた通りであります。特別会計が設けられ立病院の事業は、特別会計が設けられておられます。他の事業と異なりまして、必ずしも独立採算制のみをもつて押すべきでなく、公益的あるいは厚生のな面から考えまして、必要なものはこれを適切に処理して行かなければなりません。そのために生じた赤字は一般会計から補填することが、適当である。

る。かような議論が本委員会においても、あるいは厚生委員会においても一致するところの意見でありまして、本法の構成上、一般会計からの繰入れの処置が当分の間とありまして、しかもそれが附則に置かれておるといふことは、本法組立ての意味を曲解する面から行きますと、何か国立病院を切離して、あくまでも單純なる独立採算制に包含しよう、こういう傾向にあるものごとく解せられるうらみがありますので、この際修正いたしたいと存する次第であります。

なこの法の運用の上におきましては、まずもつて単に経理面の切離しといたしましては病床を増加いたしました。収容力を拡大するというのが先決問題であります。各種の国立病院の事情を見ますと、その病院には病床数さえふやせればさらに収容力がある、もつと一般的医療方面にも力をいたすことができるというふうな状態にありながら、放任されておる形でありまして、これらの設備の拡充は、かつて國家の施設としてやるべきものである、かように考えられる次第であります。なお先般委員の質問のうちにありましたが、国立病院の民間拂下げということは現在の時勢に逆行しておる、かようなお考えもあつたようでありますが、私どもの考えでは逆な面も相当にある。むしろ国立病院の拂下げを懇願しておる向きが相当数あるのではありません。たとえて申しますならば、熱海の国立病院というふうなものはぜひとも民間に移していただきたい、それ引してもつと有効適切にこれを利用して、かような申告が切々としてある。

わけでありまして、国立病院の拂下げをことさら拒否しなければならぬというふうな理由は、全部についてないと思ひます。その土地々々の国立病院の事情に照らしまして、拂下げ得べきものは拂下げ、拂下げ得ざるものは國家において施設を拡充強化いたしました、あくまで医療厚生のために努力していただくことが適切であろうと存じます。従いまして、日本共産党を除外したような修正案を、日本共産党を除く各派共同提案のもとに提出する次第でありまして、修正案を除く他の原案につきましては、わが民主自由党は全面的にこれに賛意を表する次第であります。

○川野委員長 河田賢治君。○河田委員 私は日本共産党を代表いたしまして、本法案に反対の意見を表明するものであります。御承知のように、国立病院は、大体におきまして、昨年十月九日に、中央労働委員会から厚生大臣並びに大蔵大臣に提出された建議書の中にも、これらの施設を利用する患者の構成を見るに、國家財政上の補助なくしては医療のできない國民大衆が大半を占めているのが事実である、こういうふうには明確に示されておられます。このように國家財政の援助なくしてはできないような生活保護者、あるいはその他全額を免除しなればならぬような非常に困窮な人が、大部分その施設を利用しておるのである。むしろ今後この方面の國家財政的援助はますます急を要するものであります。しかもこういう病人がたくさん出るというところは、すなわち現在の政府の、特に低賃金政策、労働の強化、こういうことによつて非常に病人

がふえて来ておられます。従つてこういう責任のすべては政府が負うべきであります。こういう面から見まして、今後この国立病院の拡大強化ということが望まれるのであります。しかるにかかわらず、政府は今年特別会計にいたしまして、もちろん独立採算制にはしないという説明がありましたけれども、しかしながらこれを行く一つの中間の段階として、たとえはこういうことが行われております。各病院においては、ちやうど税務署が税金の目標額を設定して収奪すると同様な方法で、各病院においても目標額を設定する。あるいは昨年よりも予算は約三億六千七百万円も減つております。それからまた附則において、これは他の党派の諸君から修正されました通り、自分の間というふうなことを政府は入れておいて、できる限りこれを独立採算制の基礎の上に置くこととしておる。こういうふうにしてこの会計法によりまして、政府は今後独立採算制への移行の準備をしておるといふことは明らかなのであります。このために今日入院患者にしまして、地方財政の逼迫とともに統々と退院を強要されておる。また病院自体の施設におきまして、昔のきわめて古い施設を用いておられます結果、不十分な施設である。また患者その他看護婦の待遇などにおきましても、たくさん病人が出て、定員数を昨年の夏あたり非常に欠いておつたというふうな事実がありまして、これは全従業員にとりまして、また一般患者にとりまして、今日の施設の内容あるいは療養の内容というものがきわめて低下しておる。また今後ますます低下して行くという方向にあるわけ

であります。従つてこれまで政府はこの独立採算制の移行の準備として、しばしば十何箇所におたつて病院の拂下げ、あるいは移管をやるうとしておりまして、これらは地元の人々の反対のためにどうにか食い止めることができたのであります。ともかくこういふふうにして各国立病院並びにこの国立病院の存在地である地元の人々が、今日少くとも五十万からの署名をしまして、厚生委員会の方に提出したといふことによつても、いかに今日この国立病院の存置について、すべての人々が従来通り、あるいは従来以上にその存置を熱望しておるか明らかなのであります。従つて私たちがこういふ人の意見を十分尊重し、そつして政府の方から普通会計と特別会計の二利一害をいふ／＼言われまされたが、今後これの運用の問題は制度にあるのではなく、人の問題である。普通会計にしておけば、薬を買ひ込むとか、濫費が多量といふようなことを言われまされたけれども、これは一般の特別会計における、たとへば鉄道にしましても、あるいはその他いろいろ特殊機関にしましても、今日たくさんさんの漬漬事件が起き、あるいはいろいろな收賄事件が起きておられます。こういうことは結局何も会計の技術、特別会計、あるいは普通会計という区別によつて、この会計が完全なるものではなくて、要するにそれはその制度を運用する人の問題にあるのであります。従つて私たちがこういふ点から見ましても、この際わざわざ特別会計にして、そつして一般の従業員の労働強化、それから患者に対する非常な取扱ひの低下、こういうことをして、かえつてます／＼今日

これに関する人々の生活を苦しめるといふようなやり方となることをおそれまして、われ／＼はこれに絶対反対の意思を表明するものであります。

○川野委員長 荒木萬壽夫君。○荒木委員 私は民主黨を代表いたしまして、ただいま議論となつておられる国立病院特別会計法の修正案及び修正部分を除く原案に對しまして、賛成の意を表するものであります。もとより一般会計でありましようとも、特別会計でありましようとも、要はその運用にあることはもちろんでございます。して、その意味合いにおきましてはどつちでもよいようなものであります。が、ただ特別会計になりますと、とかく独立採算制の考慮が先に立ちまして、運営上本来の国立病院の实体及び目的に沿わないような運営に陥る危険なしといはれません。さういふ意味におきまして、原案は附則において、一般会計から特別会計に對する繰入れを、例外的に当分の間やるがごとく規定いたしましたことは適當でないのであつて、これを本文に移し入れ、そつしてあなたも独立採算をとるのが建前であるかのごとき形を變更することにやつて、ともすれば特別会計に付随して起るような、国立病院の趣旨に反する上りな運営の疑いならしめる改正は、まことにけつこうであると思つて存する次第であります。そつして、しなつておられるに申し上げたごとく、一般会計より必要な経費を繰入れるといはましても、ただいたずらに経費の節約をはかるといふことに急なるのあまり、本来の国立病院の氣の毒な人たちの療養に當るべき任務をおろそかにする結果になることを、大いにおそれ

るのであります。政府当局におきましてはこの運営上本来の使命に反しないような態度において、必要あればどし／＼医療施設の改善をはかり、サービスの向上を期するといふ見地に於いて、運営されんことを希望する次第であります。

以上の見解におきまして、修正案並びに修正部分を除く原案に對しまして、賛成の意を表するものであります。

○川野委員長 討論は終局いたしました。これより採決いたします。まず宮幡君提出の共產黨を除く各派共同修正案の採決をいたします。本修正案に賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて本修正案は可決せられました。

次に、修正案の修正部分を除いた原案に對して賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
○川野委員長 起立多数。よつて本案は修正可決せられました。

○川野委員長 次により税法の件につきましても質疑を続行いたします。大蔵大臣はただいま閣議中でございます。閣議終了次第出席されることになつておりますので、大臣に對する質疑の方はあとに願ひたいと思つて存じます。

○塚田委員 質疑に入ります前に、ちよつと議事進行について申し上げたいと思ひます。昨日大蔵大臣の御出席をしましきりと要求しておる。あちらへ行かから来られない。本日はまた閣議が終つ

たら来られるといふことで、委員長はきわめてあつさりとお説明になつておられますが、十二時まで閣議が終らなかつたら、今日も午前中はおいで願えないのか。委員会が要求しておるのであるから、閣議を中途で切上げて来られるくらの氣持を持つておられるのかどうか。私たちは非常に不滿の上もないのであります。大体私は三年すつとこの財政金融委員會、大蔵委員會だけに一生懸命になつてやつておられます。私の率直な氣持からいへば、こんなつまらない委員會はない。やつておること自体がつまらないのではなく、やる人間からすると実につまらない。しかしやつておることは実に大事なことをやつておるのであります。が、やつておる人間は實につまらない。これは内藤委員もおられますが、内藤委員なども初めからしよつちゆう一儲にこの委員會でやつて来たのであります。が、おそれらく同感であると思ひます。政府はこの委員會を輕蔑しておられると思ひます。委員長は少しつかりやつていただかなければならない。私たちは予算委員會が大蔵委員會と並行して開かれておる間は、やむを得ずしんぼうしておる。われ／＼の同僚が予算委員會において、それ／＼の同僚が予算委員會を代表して発言しておつてくれるといふことで、やむを得ずしんぼうしておつたのであります。今度は幸ひ／＼幸ひ／＼の非常に変な表現でありまますが、予算委員會が終つてから、われ／＼の方に重要法案が出たのでありますから、せめて大蔵大臣が大蔵委員會に出て来られるぐらひのことは、私どもはあたりまえのことだと思ひます。ひとつ委員長におきましても大い

にわれ／＼の氣持をくんで、強硬に御交渉願ひたい。私たちは與黨でもありませんし、五月初めまでは税法が上らなければならぬといふので、やむを得ず、十時間という時間で質疑時間をお互ひに自割合つて、時間を非常に節約しておる。さういふ状態で審議を非常に厚意をもつてやつておられますのに、大臣はさういふぐらひにして、あれがあるから出られない、これがあるから出られないと言つて、委員長もそれに暗に同意されておるのかごとき御口吻は、われ／＼としてはまことに理解いたしかねる。さういふように考へる。せひわれ／＼の氣持を率直にお傳へ願つて、もしもわれ／＼の氣持通り大臣がおいで願ひなれば、われ／＼は與黨ではありますけれども、今月一ぱいに本法案その他の重要法案の本委員會通過の責任は負われぬといふことを、ひとつ申し添えておきたいと思ひます。

次に昨日に引き続きまして、主税局長にもう少しお尋ねしたいのであります。が、昨日主税局長からの御説明によりまして、營業分については大体内年度の収入の七六％ぐらひを今年は見積つて、数字を出しておるといふお話であつたのであります。が、あの予算説明書の中に書いてあります数字で、もう少し詳しくお尋ねしたいのであります。が、昨年からどれだけ繰越分を見積つておられるか。今年結局七六％といふと、残り二四％、來年度への繰越分は金額で幾らになつておるかといふ数字をお聞かせ願ひたいと思ひます。

○平田(憲)政府委員 前年度と申しますか、二十三年度分のうち、二十四年度の歳入として繰越す予定額は、全体

三

三

三

で二百八億円ほど見込んでおります。翌年に繰越す分の金額としては、失礼ですが、計算いたしましたあとで申し上げます。二六〇程度が翌年度に繰越される。その中には一部は審査請求の結果、減額訂正になるべき見込額も入ると思っております。大きな額になると思っております。あとで正確な数字を申し上げます。

○川野委員長 ちよつとこの際塚田委員に御報告申し上げておきますが、先刻もつともな御意見がありました。委員長といたしまして、大蔵大臣に強く要望しておつたわけでありませうが、昨日は関係方面との折衝のためにやむなく出席ができなかつたわけでありまして、きょうはもう十分ぐらいしたら参る予定になつておりますので、委員長としては強く要求しておる点だけは御報告申し上げます。

○塚田委員 了承いたしました。そこで数字が出ないというのであります。で、あとの質問を続けます。に議論の根拠が出なくて困るのであります。が、私の率直な気持ちを申し上げます。結局その年度の収入所得に対して、予算に組んでおられるものは、できるならば一〇〇％捕捉ができて、一〇〇％が全部その年度内に収入ができてくるということになると、非常にけっこうだと思つし、ぜひそふなりたいたいと思つたのです。もつともまた、政府の予算の数字が年々大体一定し、収入予算の数字も一定しておられて、繰越して来る分と、繰越して行く分が同じくらいになるならば、議論もそつ大して起らないのであります。現実の問題として今のようになつて、昨年の数字よりも今年はずんと大きい。従つて昨

年から繰越して来たものよりも、今年繰越して行く分が非常に大きいということになりますと、どうしてもこの間に負担が、われわれが考へてゐるよりも実際には大きくなるという現象が出て来ると私も思つてゐる。もちろん七六〇という年来に繰越す数字が、全部の所得者から平均に七六〇とつて、あとの二四〇を平均に繰延べて行くといふことになるならば、そういう問題は起らないのであります。そつでなしに、現実にはとられる人は一〇〇％とられる。しかしとられない人は全部来年度に持ち越すといふことになる。そつすると政府は統計の上でこれぐらいの國民負担なんだといふような数字を出して、決してこれは重くないといふような説明をされておられるけれども、現実の國民負担は案外そつではないのであつて、七六〇しか組んでおられない予算に対して、やはり税をかけられるものは一〇〇％、だから頭の中では七六〇で済んでおると思つておられる。が、現実には一〇〇％になつておるといふ関係が、実際の負担の重さといふことと、統計の上ではそんなに重くないはずだといふこととの間に、相当大きな私たちは作用しておると思つて。そこで政府が、國民所得に対する國民負担の割合が幾らというやうな数字を出しにしようとするときは、この数字を考慮に入れてお出しになつていただいておるのかどうか、これをひとつお尋ねいたした。

○平田(勲)政府委員 御指摘の点は、確かに今の所得税制度の運用が理想的に行つていないといふことを、半面に反証する数字でございまして、これは私ども理想から申しますと、その年度

の所得税は全部その年度に入つて来る、こつういふことに行きますのが理想だと思つておられます。これは年々改善いたしまして、さういふところに持つて行きたい。今塚田委員は額がふえておるといふお話をございしましたが、額はふえておられます。ただ率から申しますと、毎年減らす計画でいたしておられます。昭和二十二年におきましては、大体四割程度が翌年度に繰越されまして、そのうちに訂正減その他ございまして、大体予算では六割強見えておりました。昨年度はそれを七〇％程度見込んだのでございしますが、今度は七割六分、つまり五分だけは収入が促進される。かような計画にいたしておるのでございまして。額は後ほど調べて申し上げます。従いましてこの数字は何年か経ちますれば、一〇〇％はとつてい困難だと思つておられます。以上予算の計画に立て得るやうなところに持つて行かなければならない。さういふ持つて行きたいと私どもも考へておられます。現状といたしましては、本年度の申告所得税の状況から申しまして、これをあまりに高く見積りますと、収入の確実性を欠くことになりまして、七六〇程度の年度内収入を見込んでおる次第でございまして。一面におきまして、税制の合理化と運用面の改善をはかる。この二つによりまして、この率が九〇％以上に早く行きますやうに努力いたしたい。かように考へておられますことを申し上げておきます。

なご國民所得と税負担の比較につきましての御意見でございしますが、賦課額と申しますか、つまりその年の所得額に対して幾ら課税すべきか、あるいは課税したか。こつういふ点から申しますと、お話の通り、むしろ収入額によらずして、実際の賦課額を標準にして比較するのが一つの方法だろつと考へます。ただ現実面といたしまして、実際の負担といふことになりませうと、やはりその年間に對しまして現実に納めた額が幾らかといふことが、実際においてその國民が負担した額といふことになりませうと、こつういふ見地から考へますと、やはり現実に徴収した税の負担額、それとその年における國民の所得額、こつういふ比較をとつてみるか、やはり正直な見方ではなかるうか。ただ他方面におきまして、お話のやうに課税額と所得額との比較といふやうなことになるかと、実際の収入額にあらずして、お話のやうな比較をしてみるのも、これは一つの見方かと存じます。その際におきましては、もちろん事業所得につきましては、暦年度の國民所得に対して賦課額を比較してみる。勤勞所得につきましては、會計年度の國民所得に対して賦課額を比較してみる。かような方法によるべきじやなかるうかと思つておられます。それによりますと、実際の納税額に比べて相当多額になりますことは、御指摘の通りでございまして。それも一つの判断材料にすべきじやないかと思つておられます。事実において國民が幾ら負担をしたか、こつういふ客観的な事実を示す資料といたしましては、やはりある一定の期間内における國民總所得に対して、幾ら租税が実際に負担されたか、こつういふ統計をとりますのが、どちらかと申しますと正確性が多いのではないかと考へておられます。しかしこれは、こつういふ比較をいかなる

用途、いかなる方面の判断の材料にするかといふことによつて違ひますので、いろいろな計算方法をいたして見ることは妥當かと考へておられます。

○塚田委員 いま一つ、続きまして主税局長に伺いますが、年度内に一〇〇％徴収ができないという予定を立てて予算を見つておられるのは、事業所得の分だけであるか。その他の収入にもあるのか。その点をひとつ伺いたい。

○平田(勲)政府委員 源泉所得税は大体九五〇程度徴収できるといふ計算をいたしておられます。事業所得におきまして七六〇程度の年度内収入といふことになつておられます。

○塚田委員 その他は……

○平田(勲)政府委員 その他は、大体わずかの額でございませうが、同じくらいに見込んでおられます。

○塚田委員 他の税種目について……

○平田(勲)政府委員 所得税以外におきましては、たとえば法人税等は、やはり申告で納まる分は大体全額納まる。更正決定によつて徴収する分は、七五〇くらいが年度内収入である。これも決定を早くいたしますと比較的収入は多いのですが、年度末に近くなつて決定する分につきましては、どうしても遅れがちな点がございまして、これを一〇〇％見積することは、今の情勢では困難でございませうから、さういふ見方をいたしておるやうな次第でございませう。その他の税につきましては、間接税等はさういふ見方をしておりませう。大体課税額がその年度内に入つて来るものと計算いたしておられて、特別にかような計算はいたしておりませう。所得税が法人税につきましては、こつういふやうな、ほつほつ同様

な計算を今いたしております。

○塚田委員 それでは主税局長に対する質問はあとにまわしまして、大臣がさつそくお見えになりましたので、大臣に対する質問をいたします。

大臣がごしりの予算をお組みになりまして、予算委員会その他においての説明に、税は重いと自分も考えておられることを認めていただけるようでありますが、今の税のうちで、ことに所得税のうちで、どれが一番重いと、どのようにお考えになつておるか。これをまず最初にお聞きしたい。

○池田國務大臣 私はやはり下の方の人が重いと考えております。従いまして、考えておる筋は、やはり基礎控除の引上げが第一、そして扶養家族の控除も引上げる。税率は第三、こういうふうにお考えをいたします。

○塚田委員 下の方が重いというお考えは、私も同感でありますが、さらにお尋ねしたいのは、御承知のように所得税の場合に、勤労所得と、事業所得と、事業者のうちでも商工業者の方と農業者の方とがあるわけでありますが、これらのうちで、私の率直な感じを申し上げますと、全体として下の方が重いということであり、さらにそれらの所得の中で、私どもは農業所得と事業所得に、むしろ今重さがよけいかかつておるのじやないかという感じを持つておるのですが、その点に對して大臣はどういうお考えであるか、お聞きしたい。

○池田國務大臣 問題は、勤労所得の二割五分控除の点に帰すると思つております。そしてもう一つは、所得額の把握が、下の者には割にうまく行つておる。こういう点もありますので、

結局二割五分控除をするのが適當であるかどうかという問題に、歸一すると思つております。

○塚田委員 どうも大臣の答弁は、焦点が合つて来ないのでありますが、勤労所得税というものが確かに重いです。しかし重いののは所得税全般について重いです。結局これを軽くするのは國費の削減によつてやらなくちゃいけない。歳出を削減することによつて國民負担を軽減できるようにして、これら全体を軽くしなくちゃいけない。ただ現在の予算のわくの中におきましても、今まで勤労所得が非常に重いと、感じがつつちやう配慮して来た。しかし今のようない段階になりますと、ことに農業所得と商工業の所得に対する税が非常に重いと、どうも、どうしても私たちが率直に認めなくちゃならないのではないかと、それは統計の数字の上から見ましても、そういう数字が出て参りますし、現実にも負担をされておる人たちは争えない事案だと思つておる。従つて各所得の間のどの面からとれらるべきか、どういふふうにしてとつて、このことを考慮いたします場合に、優先的に商工業及び農業所得に對して、特段の考慮を必要とする段階になつておるのじやないかというように私は考へるのでありますが、この点についてもう一度お伺いします。

○池田國務大臣 租税制度の上で、各種の所得について重いか軽いかという問題になりますと、今は御承知の通り、昔のようには分類所得税で税率をかえておるわけではございません。従いまして問題は、勤労と、農業、中小商

工業との違いということになると、二割五分控除だけでございます。しこうしてごまかく言へば、農業の方につきましては、主人ばかりでなしに、妻や子供もそれに参加しておる。その分の控除がない。この程度の違いだと思つておる。農業所得であるから、實際の所得額以上に見積るわけでもございませぬ。制度といたしましては、私は大体今の制度でつちやうじやないか。もし検討するとすれば、階級によりまして、今の勤労所得の二割五分が適切かどうかという問題だけだと思つておる。

○塚田委員 結局勤労所得の二割五分というものがあつて、事業や農業所得にはそういう特別の控除がないという御答弁によつて、大体私のお考えとお点と一致しておるのじやないかという感じがするのであります。そこで私どもの感じといたしましては、やはりこれは全面的に基礎控除を引上げるか、それではなければ、やはり農業及び商工業所得に對しても、何らか下の層に特別な控除をするのがあたりまえではないか。大体今まで勤労に勤業除があつて、他のものにそういう控除がなかつたのは、私どもが承知しております理由からすれば、これは商工業や農業所得というものは、勤労所得のようにはたいへい一〇〇%はつかまらぬものだと感じ、それから勤労所得に對しては何にも経費を見ておらないというふうな、いろいろ理由があつたというふうな聞いておる。また

○池田國務大臣 これはなかく重大な問題でございます。今ただちに塚田委員のような方向で行くか行かないか、やはり基礎控除の額並びに扶養控除のやり方等々と勘案して、結論を出さなければいかぬと思つておる。基礎控除をどのくらい上げるか。そうしてま

らすれば、中小の事業者に對して、所得の見積りを、ある程度税務署の頭の中でおおまかにして、たとえば百のものに八十程度つかまえておくと、もうな扱いは全然できない。むしろ一〇〇%のものは下の方になると一〇〇%もたらなければならぬという現実の状態になつておる。さらに生活の面にも、今、所得の捕捉の仕方、大体置上げがこれくらいあるから、経費を見てもこれくらいは所得があるだろうというふうな、大体のやり方になつておる。これも今のような状態ではやむを得ないと思つておる。そういうふうな、今度の生活の上に必要な費用というふうな点を考えます場合に、私は率直に申し上げて、朝八時なり九時から弁当を持つて出て、定時間

に帰つて来られる人の生活に必要な費用と、朝早くから夜遅くまで働く人の生活のために必要な費用といふものは、これはむしろそういう人たちの方がよけいにあるのでありますから、そういう観点からしても、やはり勤労に二割五分の控除があるというふうな場合には、事業者にも何らかのそういう特別な控除があつてしかるべきじやないかという感じを、強く今日の段階になつては持つておる。そういう点について、大臣はどういうお考えであるか。

○池田國務大臣 これはなかく重大な問題でございます。今ただちに塚田委員のような方向で行くか行かないか、やはり基礎控除の額並びに扶養控除のやり方等々と勘案して、結論を出さなければいかぬと思つておる。基礎控除をどのくらい上げるか。そうしてま

た事業の実体において、家族がその所得に参加することをみるかという問題の方を先に片づけて行つて、しかもそれでもなお足りないというときに、事業所得の一定額以下のものについてはどういふことが、出て来るのではないかと思つておる。やはり今の勤労と事業所得の違いというものを堅持しながら、ほかの方法で事業所得の方も考へる。これが順序だと思つておる。それでまかなえぬというときに、今の第三の一定額以下のものについてどういふ措置をとるか、こういう考え方の段階にならうと思つておる。ただいまのところ私は、基礎控除やあるいは所得に参加した家族の方で考へるものが、適當じやないかと思つておる。

○塚田委員 この問題は、この辺で打ち止めて、ただ最後に一言申し上げておきたいのは、私どもは今事業所得者などからいろいろ意見を聞いてみまして、率直に感じますところは、今の事業所得の状態は、私たちが昔から、かき追いつく貧乏なしということを教えられて、その通り信じておつたんですが、今の事業者というものは、かきながら貧乏して行くという状態になつておるのではないかと、ことにそれは御承知のように、今の所得税が名目所得もこれを除外しないで課税するといふ形になつておるために、年間

の物價の値上りというものを考へると、そういう面が非常に強く出て来ると思つておる。こういう状態は単に倫理的とか、道徳的とかではどういふおけなしい問題ではないか、資本を食いつぶす形になつておるのでありますから、これは一年や二年、國家財政が足りないからとらなければならぬとい

五

792

う考え方で行くということは、結局國本を枯らすということになつて、私は今の税制の一番の根本欠陥は、ここに

あるんじゃないかと考えております。そういう点を、大臣におかれまして十分御考慮願つて、將來の税制に処していただきたいと思ひます。

そこで、税はどうしても軽くしなくちゃならぬ。また大臣も何とかして軽くするおつもりの方でありますか、

一体今の税を軽くいたしますのは、おそれくこれは、全般的な問題として取上げるには、予算の削減というものができないければ、税の軽減というものはできないと思ひます。そこで税を軽減するということを言うときには、必ず

予算を削減できるといふことが前提になくちやならない。そこで七千億に上る今年の予算を見ましたときに、一体大臣は、今年の予算の実行の面で、これをどれくらいまで削減できるといふお見通しがあるか。またどれくらいまで削減して、その範囲内で税を軽減して行きたいとお考えであるか。その辺の数字がもしございますれば、伺いたいと思ひます。これはどうせ客観的な大ざつぱな数字になるかと思ひ

が、もし頭の中に置いておる数字でもあるならば、お聞かせ願ひたいと思ひます。

○池田國務大臣 たいだいま七千億円の歳出のうち、どれだけ実行上減らし得るかという御質問に對しましては、ただいまのところ何ともお答えできません。どういふ方面からまず手を打つて行くかという問題になりますと、これはやはりこの前から問題になつております二千二百億円の價格補給金でございます。先般からもう作業に着手い

たしまして、今年の一月から三月までの百五十億円の繰越しの内訳につきましても検討を加えまして、相当減らし得るような見込みがついたような次第であります。なお輸入物資につきましても極力減らして行くようにし、なおまた事情によりましては、貿易會計の繰入れ等についても、金融の状況その他によつて減らし得れば、そういう方面にも手をつけて行きたいと思ひます。

○塚田委員 数字が出ないというお話でありますので、これ以上お尋ねしませんが、それではもう一つ、観点をかえまして、こういう点に對してはどういうふうに考えになるか。結局さつとも申し上げたのでありますから、これは軽減できないというお考えが、以上は軽減できないというお考えが、予算をお組みになる場合に強いか。それともこれ以上とつては國民をつぶすから、この範囲で國費をまかなわなければならないというお考えを、強くお持ちになつておるか。その予算を組む二つのお考えのうち、どちらによつてい—これはまあ相対的な問題と思ひますが、どちらに重点を置いていた

けるか。結局これは今後の税制改革をおやりになる場合の考え方の基本になると私は思ひます。結局税制改革をして、なるほど今日の状態でこれ以上とつちやならないという線が出て來たら、それから先はやはり歳出の削減で行く。それが國の他の價格政策その他全面に響いて來るならば、むしろその方面に直して行くというようにするのが、私どもの考え方としては、行き方じやないか、かように思ひますが、その点に對しての大臣のお考えを伺いた

い。

○池田國務大臣 両方の考え方が成立つのでございます。それを勘案しながら予算をつくるべきだと思ひます。強いてどつちかとおつしやれば、これは歳出をできるだけ減らすということを主にいたします。

○塚田委員 次に問題をかえまして、私どもの今の日本の税制に對するもう一つの考え方は、どうも今の日本の税制が、ことに敗戦後の日本の税制といふものが、民度がそこまで進んで行かないのに、制度ばかり理想を追い過ぎであるのではないかと感じがするのです。その一つの現われは、やはりあの申告納税制度の上にあると、こういうふうには私は考へておる。將來の行き方としては、まああの線で行かなくちやならないし、あの線をだん／＼と國民にもなれさせて、あれが理想的に行くようにしなければならぬことは、私どもも異存はないのであります。今現実の段階として、それでは國民に正直に申告してもらつて、それには對してあまり更正決定なんかせずに行うべきか、それかといふと、これは絶対

にできない。そこで、どうしてもその間、かりに臨時的な措置にしても、何かこれを矯正する、一應その欠陥の救済手段といふものを、当然考へて行かなければならぬと思ひます。そこで私どもは、更正決定に對する審査の機關を、民間の参加を得てつくるなり、いろいろの提案をいたすのであります。今日まで一つもまだ実現しておらないのであります。しかし私は、こういう考へ方は、これはぜひ今後、少くとも日本の國民の納税意識といふものが進ん

で來るまでの臨時的措置としてでも置かないと、とてもこれ以上國民に納得した納税をしてもらうことはできないのではないかと、この感じを強く持つておる。そのほかいろいろ例があると思ひます。そのほかに、要するに、今の納税制度全体に、國民の知識程度その他意識の程度と合致しないものが相當あると思ひます。そういう点に對して

○池田國務大臣 お説の通りでございます。理想的制度としては今の制度はよく行つておりますが、何と申しましても、昔からのやり來り慣例がありましますので、ピントの合わぬところがあると思ひます。従いまして更正決定につきまして、ある程度他の意見を聞くといふような調整機關を設けるべく、努力いたしておる次第であります。

○風早委員 昨日、主税局長にいろいろごまかい点に對して質問をいたしたのであります。きようは池田大藏大臣がお見えでありますので、少し基本的な点に對して御質問をしてみたいと思ひます。大体新聞その他で承りますと、アメリカからシヨリア博士が來訪するのにも間近であるといふ話であります。その際に政府は根本的な税制改革の実行を譲つておられる。今ほつぽつその着手の運びになつておる。このういふふうなことであると考へられるのであつて、今回の税制改正といふものは、全然そこまでは行つておらないのであります。この際に、この改正に即してしやくし定規に問題を持つて行きますれば、まだ税制の基本的な問題に對しての質問といふところに至らぬかもしれぬと思ひます。しかしながら

ら、もう時間的に申しまして、シヨリア博士の來訪が間近なのであります。大藏委員会としても、その準備をしなければならぬ。それでこのきわめて部分的な改正の議案が出ております際を借りまして、政府にいろいろ警告的な質問を發してみたいと思ひます。なお、この点につきましては、私

私が第一に問題にしたいのは、この所得税の基礎になつております所得の觀念であります。アメリカからシヨリア博士が參つて、日本の税制改正に對していろいろのサセズチオンなり、あるいは指導を與えるといふことであると思ひますが、その際に、アメリカにおける所得の觀念と、日本における所得の觀念との現実の根本的な相違を明らかにしておかなければ、とんでもないことになりはしないか。御承知のようにアメリカの生産水準といふのは、わが國の生活水準一般と比べますと、比較にならないほど高いのであります。早い話が労働者だけをとりまして、大体アメリカの労働者の平均賃金といふのは、少しこの統計は古いのであります。二十二年度におきまして、二年二千五百ドルであります。わが國におきましては大体三千七百円代につ

て來るまでの臨時的措置としてでも置かないと、とてもこれ以上國民に納得した納税をしてもらうことはできないのではないかと、この感じを強く持つておる。そのほかいろいろ例があると思ひます。そのほかに、要するに、今の納税制度全体に、國民の知識程度その他意識の程度と合致しないものが相當あると思ひます。そういう点に對して

○池田國務大臣 お説の通りでございます。理想的制度としては今の制度はよく行つておりますが、何と申しましても、昔からのやり來り慣例がありましますので、ピントの合わぬところがあると思ひます。従いまして更正決定につきまして、ある程度他の意見を聞くといふような調整機關を設けるべく、努力いたしておる次第であります。

○風早委員 昨日、主税局長にいろいろごまかい点に對して質問をいたしたのであります。きようは池田大藏大臣がお見えでありますので、少し基本的な点に對して御質問をしてみたいと思ひます。大体新聞その他で承りますと、アメリカからシヨリア博士が來訪するのにも間近であるといふ話であります。その際に政府は根本的な税制改革の実行を譲つておられる。今ほつぽつその着手の運びになつておる。このういふふうなことであると考へられるのであつて、今回の税制改正といふものは、全然そこまでは行つておらないのであります。この際に、この改正に即してしやくし定規に問題を持つて行きますれば、まだ税制の基本的な問題に對しての質問といふところに至らぬかもしれぬと思ひます。しかしながら

ら、もう時間的に申しまして、シヨリア博士の來訪が間近なのであります。大藏委員会としても、その準備をしなければならぬ。それでこのきわめて部分的な改正の議案が出ております際を借りまして、政府にいろいろ警告的な質問を發してみたいと思ひます。なお、この点につきましては、私

私が第一に問題にしたいのは、この所得税の基礎になつております所得の觀念であります。アメリカからシヨリア博士が參つて、日本の税制改正に對していろいろのサセズチオンなり、あるいは指導を與えるといふことであると思ひますが、その際に、アメリカにおける所得の觀念と、日本における所得の觀念との現実の根本的な相違を明らかにしておかなければ、とんでもないことになりはしないか。御承知のようにアメリカの生産水準といふのは、わが國の生活水準一般と比べますと、比較にならないほど高いのであります。早い話が労働者だけをとりまして、大体アメリカの労働者の平均賃金といふのは、少しこの統計は古いのであります。二十二年度におきまして、二年二千五百ドルであります。わが國におきましては大体三千七百円代につ

て來るまでの臨時的措置としてでも置かないと、とてもこれ以上國民に納得した納税をしてもらうことはできないのではないかと、この感じを強く持つておる。そのほかいろいろ例があると思ひます。そのほかに、要するに、今の納税制度全体に、國民の知識程度その他意識の程度と合致しないものが相當あると思ひます。そういう点に對して

○池田國務大臣 お説の通りでございます。理想的制度としては今の制度はよく行つておりますが、何と申しましても、昔からのやり來り慣例がありましますので、ピントの合わぬところがあると思ひます。従いまして更正決定につきまして、ある程度他の意見を聞くといふような調整機關を設けるべく、努力いたしておる次第であります。

○風早委員 昨日、主税局長にいろいろごまかい点に對して質問をいたしたのであります。きようは池田大藏大臣がお見えでありますので、少し基本的な点に對して御質問をしてみたいと思ひます。大体新聞その他で承りますと、アメリカからシヨリア博士が來訪するのにも間近であるといふ話であります。その際に政府は根本的な税制改革の実行を譲つておられる。今ほつぽつその着手の運びになつておる。このういふふうなことであると考へられるのであつて、今回の税制改正といふものは、全然そこまでは行つておらないのであります。この際に、この改正に即してしやくし定規に問題を持つて行きますれば、まだ税制の基本的な問題に對しての質問といふところに至らぬかもしれぬと思ひます。しかしながら

ら、もう時間的に申しまして、シヨリア博士の來訪が間近なのであります。大藏委員会としても、その準備をしなければならぬ。それでこのきわめて部分的な改正の議案が出ております際を借りまして、政府にいろいろ警告的な質問を發してみたいと思ひます。なお、この点につきましては、私

いてみますと、三・二人の平均で月平均所得が四千三百十円であります。これは大体月にすれば二十五ドル、年にすれば三百ドルにすぎないのであります。すでにこの間に八倍以上の開きがある。しかしこれは絶対額であり、この賃金では食へて行かれないといふ絶対的な低賃金、生活できない賃金というものが、わが國の賃金の大多数を占めておるのであります。これに對してアメリカにおきましては、確かに戦後において、労働者も含めて一般の生活水準は下つた。實質賃金は相当大幅に低下いたしております。それにもかかわらず、とにもかくにも最低の生活を保障するに足るだけの賃金というものは、これはもう常識であり、これがすべりの前提になつておる。そこで勤勞所得税というやうな問題も、またきわめて合理的に起つて來るものであります。ところがわが國におけるこの與へられない低賃金といふものを前提といたしまして、同様な形式をとつて勤勞所得税を課するといふこと自体が、非常な大問題なのであります。根本的にこれは間違つておると考えられるのであります。ことにこれに對する所得税の割合を見ますと、アメリカにおきましては、二十二年度は年に二千五百ドルの賃金をもらつておりながら、扶養者三人の場合におきまして、その所得税は年額わずか九十五ドルであります。その比率は三・八%にすぎないのであります。これに對して、わが國におきましては、所得税負担の月額といふものは、四千三百十円に對して八百二十九円になつておる。これは今度六千三百円ペリスになりまして、つと上るのであります。とにかかく三

千七百円ペリス自体をとりましても、その比率といふものは二〇%に達しております。これは政府の資料であり、す。こゝういふやうにそこに非常に開きがある。二十三年度のアメリカの場合をとりますと、これは四月の現税法によりまして、税額は年額わずか十七ドルにすぎないのであります。所得の比率をとつてみますと、〇・六八%といふ非常に低いものであります。最近政府は、この日英米の國民所得対租税負担の比率といふやうなものを問題にいたしまして、わが國はまだその比率が低いやうなことを言つておられるやうであります。これはたいへんな間違いであります。わが國の國民所得の計算なるものは、非常な水増しであり、非常に不正確なものであります。いづれにいたしまして、この國民所得がどういふやうに國民の間に階級的に配分せられておるかといふことが、一番大事な問題でありまして、これを考慮するならば、現実なりに今の國民所得の額を認めても、その中より少い部分が多々多數の國民の手に残されるだけでありまして、ますます大きな部分が多々少數の手に残されておる、こゝういふ現状になつておるのでありますから、これを考慮いたしませんならば、結局國民所得対租税負担といふやうなものを、大まかにただ概括して比較するといふことはできない。その本質をかえつて誤ることになると思ふのであります。いづれにしまして、具体的に賃金とその租税額との比率をとりますれば、今申し上げた通り、アメリカと比較してみましても、これは非常に高いものである。もとよりその基準になつております賃金そのもの

が、食べられない低賃金である。こゝういふことを考へてみた場合に、これはうつかかりアメリカの所得の觀念をもつてわが國に對して見ると、たいへんなことなるのであります。この点について政府はヨーロッパ博士の協力を得て、税制改革をやるといふのでありますから、その点については嚴重なる心構えを持つていただきたい。わが國の國民の所得といふものが現実にとりましても、さういふことを、アメリカ側にもヨーロッパ博士にも十分に徹底させてもらいたい。これはもちろん全國民、あるいは全國會議員、またこの大藏委員会としての任務であらうと思ひますけれども、特に政府におきましては、直接その交渉の場合において、この点を十分に考へていただきたい。これについて政府の所見を伺うものであります。

ついでながら今の所得の問題につきましても、アメリカにおきましては、先を以て学生などでも苦学生といつたやうな最もひどい生活をしておる者でも、とにもかくにも一日に三時間も働けば、それで三度の飯は確実に食べられるといつたやうな状況である。一週間の終りにはタキシードくらい着込んで、さうして女優さんなどは非常にしゃれたかつこころをしたガール・フレンドなんかと映画に行くとか、あるいはダンスに行くとかいつたやうなことができる程度の水準であります。大分日本の状態とは違つておる。労働者については言ふまでもありません。さういふやうなことであり、またイギリスなんかにつきましても、これは少し古い戦前の話になりますけれども、私がロンドンに参りましたときなんか、

あすこのハイド・パークで労働者が演説しております。ちやうど小麦の價格がほんのわずかばかり値上げになりまして、そのために實質賃金が下るとたいへんに大きな声で演説をやつておつた。そのために毎朝自分のかわい子供に卵を二つやつておつたのを、一つに減らさなければならぬといふことを非常に強調しておつた。しかし日本で毎朝卵を二つはおろか一つでもやれだけの家庭は、よほど富裕な家庭であります。多數の労働者の家庭、その他サラリーマンの家庭においては、なかなか子供一人々々に卵を一つずつやるというものはできる氣づかいはない。こゝういふ事實を見ても、この点は十分わかるのであります。さらにわれわれが生計費の中で占める食費の割合は、生活水準を端的に表わす一つの表し方にして、現に戦前におきましては、四五%以上を食費が占める場合において、これはカード階級である。救護法による救護の適用を受ける。こゝういふことを言われておる。ところが現在におきましては、ほとんど労働者は言うまでもなく、多數の國民におきまして、その生計費の中で占める食費の割合といふものは、六〇%から八〇%に達しておるのであります。この点が違つておるのであります。現在わが國民の大半はカード階級である。もう國家から言ひますならば、現在わが國民の大半はカード階級に達しなければならないならば、少しおつりをもらわなければならない。國庫から救護を受けなければならない。こゝういふ状況に立ち至つておるのであります。アメリカにおきましても、もちろん戦前から比べると、戦前には食費の割合は労働者におきまして大体二五%以下でありましたが、現在

は四〇%に達しておる。これはなほはその生活水準の切り下げが行われおる。しかしそれでもまだいゝゆるカード階級には達しておらない。こゝういふことを十分にやはり前提的に考慮して、当らなければならぬと考へるのであります。それにつきまして勤勞所得税と事業所得税といふものが、先ほどから塚田委員によりましても問題になつておりますが、確かに今日ではある意味におきまして、勤勞所得税と事業所得税との本質上の違いはなくなつて來ておる。これは決して勤勞所得税が當然のものであるといふことではないのであります。逆に事業所得税といふものは勤勞所得税と同様に大衆課税である。その生活費に食ひ込む課税であるといふことを意味しておるにすぎない。私はこの点で今まで大衆課税の全廃という要求を、労働階級の側からまた共産黨の側からも常に提起しておりましたが、大衆課税の全廃という意味は、今やただ単に勤勞所得税の全廃だけでなく、事業所得税のうち大部分にまで及ぶのであるといふことを申し上げ、かつそれが日本においては絶対に必要であり、また正当であるといふことを申し上げたい。この点につきましては幾らも實際のなまなましい資料を提供することができませんが、これは政府でも十分に持ちだと思ひます。事業所得税におきまして一番問題であるのは、言ふまでもなく必要経費の算定の仕方でありまして、この必要経費の算定の仕方になるのであります。生活費は入つておらない。事業所得税の場合におきましては、とにかかく必要経費の中には家賃があつたりある

はいろく、な材料費、仕入費、その他
電燈、光熱、こういうものはあるかも
しれません。また雇い入れをした場合
におきまして、その雇人の給料という
ものは、むろん必要経費のうちに入る
のであります。かんじんのその商店
なら商店の主人なり、あるいは家族な
りか一家全体こそつて、先ほど塚田委
員のお話のごとく、朝から夜おそくま
でほとんど二十四時間は常に働いてお
る。この労働はどこから出て来るかと
言えは、結局三度の飯を食べて、家族
をやり養つて行くところから出て来
るのであります。が、実際必要経費の中
にはこれらの生活費は完全に入つてお
らない。ここに根本的な矛盾がある。
これは都合のいいところ、つまり会社
などにおきましては、資本と労働との
関係でありまして、資本家は労働者を
雇つて、自分たちの私生活はまた別に
ある。ところが中小事業者の場合にお
きましては、そもう関係がないので
あります。事実自分の生活と労働とそ
の事業とは不可分の関係にある。であ
りますからちようど資本家が雇人を雇
つて給料を拂ふ。それが必要経費に算
出計上せられるということと同じ意味
におきまして、自分自身の労力費、自
分の家族の労力費、こういうものは当
然に計上せられてしかるべきだと思
う。この点がないために、当然赤字に
なり、生活に食ひ込んでおるにかかわ
らず、帳面ずらは、ある場合には黒字
になるといふことすら出て来るのであ
ります。これはまことにおかしな話な
んです。実際においてはもうほとんど
大部分が赤字なんです。今日ではその
計算を抜きにいたしても、なお赤字
になつておる。これほどひどい状態

でありますから、まず第一に必要経費
の中に生活費を入れるという税制改革
を、ぜひともやつていただきたいと思
うのであります。この点については政
府はどう考えておられるか。これを最
後に伺つておきたいと思ひます。一應
お答えを得て、また質問を続けたいと
思ひます。

○池田國務大臣 風早委員は詳しくお
述べになりましたが、要点はアメリカ
と日本との所得の観念というものでな
しに、税率の違いが主になつておるよ
うでございます。お話の通り私の記憶
するところでは、アメリカの平均労働
者の家庭におきましては、大体二千八
百八十ドルぐらいの年収になつてお
ります。日本では十三万円ばかりを現在
見込んでおるのであります。しかして
アメリカにおきましては所得税の負担
が一・二—三%になつておる。日本
では今の税制では一〇%あまり、こ
ういふような違いがあることは私も認め
るのであります。したがしてイギリスに
おきましては、アメリカの税負担より
も下の方はもつと低くなつておりま
す。そこで先ほど申しましたように日
本の所得税負担は高い。そうして下
方をできるだけ軽減しなければならぬ
という点も、こゝういふ思慮から出てお
るのであります。先ほど来申し上げま
したような方針で、税制改正の案をつ
くりつつあるのであります。

第二の御質問の、生活費を所得から
控除するといふ問題であります。だ
れ的生活費かといふ問題でございます。
私はただいまのところ、所得を得
る人の、所得者の生活費を所得から控
除するつもりはありません。ただ家族
の者がその所得を得るに相当貢献し

た、こゝういふ場合におきましては、家
族についても何か基礎控除的なものを
考えたいといふ点でございます。
○風早委員 非常にお答えがあいまい
であります。大体私の伺つた第一の
点につきましても、はたして實際この
所得といふものの観念につきましても、
根本的に政府は頭の切りかえをやつて
行かれるのかどうか。それからさらに
第二には、所得税額が非常に日・英・
米を比較いたしましたとしても、日本は所得
に対する所得税の比率が高いといふこ
とを認めてはおられますが、それを事
実どういふふうに軽くしようと思はれ
るのか。その点についての具体的な方
策はまだ伺うことはできなかったの
であります。この点はぜひとも成案を
立てて、早急にいたしていただきたい
と思ひるのであります。

次に最後の必要経費の点であります
が、これについては結局主人の生活経
費に計上するといふことは、やるつも
りはないといふお話であります。しか
しながら、主人と言ひましても、これ
は資本家ではないのです。中小業者と
いふものは資本家ではない。自分で働
いている。もしもかりにその主人が病
氣になりまして、主人のかわりに一人
でも人を置かなければならぬといふ
ことになりますれば、当然それは必要
経費に計上せられるのであります。し
かると自分自身が労力を出しておるば
つかりに、それを計上せられないとい
うことは、これはりくつかから言つても
おかしと思ひます。りくつかだけではな
しに、現実その生活といふことが中心
で、生活をやつておれば商賣ができ
る。生活ができなければ商賣はできな
い。こゝういふような不可分の関係にな

つておる場合におきまして、その生活
費といふものは、いわば工場経営で申
しますれば、生産費の内容になるとい
うことは当然であると考へる。これは
中小事業者所得者だけではない。農民の場
合におきましても同様であります。が、
農民の場合でもやはり乙種事業所得に
おいてはこの生活費が入つておらな
い。農民が朝から晩まで野良で働くこ
となしには、その事業はやつて行けな
い。働く者はどういふ三度の飯も、
子弟の教育も全部含めた生活費でなく
てはならない。こゝういふ点について、
農民もまた中小事業者もまつたく同様
だと思ひるのであります。いずれにして
も、その生活費といふものを入れない
といふりくつかもなければ、実情にもそ
れは合わないのであると強く考へてお
るものであります。この点につきまし
て、現にまた税務当局は、下部機構に
おきましてはどういふことをやつてお
るか。もちろん申告という制度があり
まして、まだ十分な知識もなし、申
告が不備であるといふ事柄をたてに
とられるでしょうが、とにかくお前さ
んのところでは何人おるか、それで
月々どのくらい生活にかかるかと、ま
ず生活費を聞く。それはどういふ意味
で聞かれたのかかわらないから、業者
の方では幾ら／＼かかりますと答える
と、そうか、それだけ食つて生きてお
るならば、当然これだけ税金を加えて
もさしつかえなからうといふように、生
活しておるといふことから、逆にただ
ちにその収入といふものをあげる。收
入といふものを見込んで高い税金を課
して来る。かような実情になつておる
わけでありませう。こゝういふところから
見ましても、われ／＼は生活費といふ

ものを当然にやはり経費として勘定し
て、それでもなおかつ残る純所得に対
して、初めて正當なる所得税といふも
のが賦課されるのだと考へたい。そ
ういふ意味で今の大蔵大臣の御答弁
は、今までのあり来りの御答弁を一步
も出していないのであります。今日は日
本の國民をあけて、この税制の根本的
な改革といふことを今日程に上してお
るのでありますから、この際に今まで
の古い観念を一擲して、そしてこの必
要経費の問題につきましても、根本的
にひとつ白紙になつて考へていただ
きたい。現実をまず十分つかんでい
たい。こゝういふところから出発して
いただきたい。そうでなければ労働力の再生産と申
しても、こゝういふことはできる氣づ
かいはない。日本の民族の基礎である
この労働力の再生産が結局できてお
らないことになる。こゝういふところ
ろに、どうして日本の民族の強固な発
展独立といふことがあり得るかと思
ひたいのであります。これは今お答えは
一應ありましたが、この点については
政府としてはもつと何度も十分にこれ
を検討していただきたい。そうして大
蔵委員会から、廣くはまた國民の意見
を聴取してもらいたい。こゝういふ点で
ひとつもう一度大蔵大臣の所見を伺つ
て、私の質問を打ち切りたいと思ひま
す。

○池田國務大臣 いかにか頭を切りかえ
ても、風早君のような所得の計算法に
は私としてはなりません。そうして主
人の生活費を必要経費としない建前
は、世界至るところで用いられておる
現状でございます。

○風早委員 打切ろうと思ひました
が、はなはだどうもこれでは困るので

ありまして、世界至るところで言われるが、そこに私が先ほどから申し上げるように、日本の生活水準というものは、各國の生活水準というものは、まづ、世界至るところと言われるが、あなたはイギリス、アメリカあたりを言っておられるのだから、思います

が、それではまるで違ふ。前提が違ふのであります。今まで定収入あるいはその事業からの定収入では、事実食つて行くことすらできない。そういう実状をどうして見逃がして議論ができるか。そういうたような事情に即して、もう一度やはり白紙に返つてやらなければ、いくら税制改革をやつて行くと

言つてもできない。そういうふうな心構えでもしも政府がやるならば、とんでもないことなる。それではちつとも税制改革にはしなない。むしろそんな心構えで行かれるならば、形式ばかり向うの形式でじやんじやんならば、おつて所得税につきましても、その負担が重過ぎるというふうな危険もある。そういう点

は、私はまだ不満であります。私はお答えはおそらくないと思つておきたいと思つた。だ、嚴重な警告を発しておきたいと思つた。

○池田國務大臣 そういふ問題は主人の生活費を所得の必要経費として見る問題でなしに、私は基礎控除の税率の問題で考へて行くべきだと思つております。

大體において八〇%までは更正決定できまつて来るのであります。これを円滑にせしむるために、せむ私は各市区町村に十数名の選ばれたる財務調査員なり、財務調査員なりを設置いたしまして、これらの委員によつて政府原案は財務局長がつくるのであります。これを最後に決定するものは財務調査委員なり、財務調査委員なりの委員会によつて決定してもらう方が、穩健ではないかと考へておつたのであります。

この質問をいたしましたところ、主税局長は、会計年度が三月に締め切られるような場合においては、これは不可能である。たとえば一月に予定申告をして、二月に更正決定をし、三月に徴収するのでありますから、それは不可能であつて、会計年度が六月にならなければならないというふうな御答弁でありましたが、私の觀念をいたしましては、それについては申告なり、も

しくはそれを調査する期間を早めて毎年十月から十月にすでにそういうふうな仕掛にするということを考へております。もしそれができないとするならば、会計年度を六月あたりにお直しになるような希望があるかどうかということとあわせて、この二点について大臣のお答えを願いたいと思つた。

○池田國務大臣 問題は正式に財務調査委員というものを政府が任命するとか、あるいは納税者が選出してそういう機関を置くことがいかどうかという問題でございます。主税委員御承知の通り、従前は納税者から選出された者をもつて、所得調査委員会を構成いたしましたのですが、これは予算申告納税主義に反しますので、やめたのであります。やめることの可否につきまして

は、先ほど米塚田委員のおつしやつたような議論もありません。あまりに手のひらをかえるようにかえて、かえつて國情に沿わないことではないかという議論も出て来るのであります。しこうして今正式に所得調査委員というものを、各市町村に設けますことは、關係方面といかに折衝しても行かない状況でございます。しかし民間の精通者の意見を聞くことは、税務の執行上必要でございますので、正式の機関を設けて、各業者團體につきまして諮問したり、あるいは業者團體に帳簿の記帳方法等を指示いたしました、それに乗つかつてもらうようにいろいろな交渉をする。これは、非公式の問題としては、けこらだと思つております。今後とも御意見のよりな方法でやつて行きたいと思つております。

第二の点は、予算申告納税制度にか、もし委員会を設けてやるならば、会計年度の三月を六月にするという問題でございますが、私はその問題については、そう思つておりません。第一回の更正決定のときに委員会を設けるならば、一月から六月までのものを委員会にかけてやればよいのでございませうから、問題は委員会を正式に設けるかどうかということが、問題になつておつております。

○三宅(則)委員 たいへんに大臣の親切な御答弁でありまして、けつこうでございますが、各選挙区をまわつてみますと、どちらにおいても同様であると思つておられるが、税金の問題が一番深刻に扱われおられるのでございませう。でありますから、先ほどのお話にありましたが、せむ五月ないし六月には根本的に税制を改革せられまして、納

得の行く納税——またわれわれも喜んでこれに対する措置を講ずるようには、政府当局から案を出されんことを、特別にお願いしたいと思つております。

○宮權委員 時間の關係でこの際もな点につきましてお聞きし、ごまかいことはまた事務当局とよく御相談して伺いたいと思つております。

税制の改革ということが近き將來に検討されることに、多くの期待がかけられておられるわけでありまして、さしあつたつての問題をいたしまして、現行の所得税法の第六十四條に、收税官吏は、所得税に関する調査について必要があるときは、事業をなす者の組織する團體に、その團體員の所得に関する事項を諮問することができる。とあるわけでありませう。いわゆる協同組合とか、商工会議所というふうなものを、諮問機関として取扱うというふうな規定であります。が、税務行政の実情におきかると、そもそもの諮問と團體交渉とが混同されてしまつて、幾多の弊害を生んでおるやうに承知しておるわけでありませう。従いまして所得税法第六十四條の言ひまわしを言ひますか、あるいは字句の訂正と申しますか、さういふ方面において、諮問が團體交渉と混同しない、適切な措置を講ずる必要があるやうと思つておられるが、この点につきましての大臣の御所見を伺いたいと思つておられます。

○池田國務大臣 その條文は昔の營業收益税法二十六條か何かにごさいました通りでございます。ずつと從來から諮問という規定になつておりますが、團體交渉にまで進む例が多いのであります。しこうしてまた昔は、團體交渉が一概に悪いとも言えなかつたの

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

○宮權委員 次に加算税の問題でちつと大臣の所見を伺いたしたのであります。加算税が高過ぎるという声があるものであります。この高過ぎることはわれわれも率直に認めなければならぬのであります。先般委員会に一万田日銀總裁を招きまして御懇談をいたしました。節に、もし物價やその他の經濟事情が、現状のままであるという想定のもとに、金利水準はどこに置かかといふお尋ねをいたしましたのであります。その場合に金利水準は現在の程度を保持したいといふ御答弁でありました。従いましてその現状にとどめて置くといふ趣旨をさらに掘下げて参りますと、表面向き、あるいは裏と申しますか、やみ金融等、一切の部門を通じましての金利を、だん／＼低金利の方に向つて進めたい御意向があるやうにも伺つたのであります。加算税というものは一つの懲罰的意味を含んでおるものであります。この立法の精神でわかるわけでありませう。あくまでも表は利息でありませう。現在これが日歩二十銭にだん／＼／＼ふえて来る。その場合には納税貯蓄とか、あるいは納税貯蓄組合

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

でございませう。これは相手の團體と税務局長との肌合ひと言ひませう。うまうま行けば非常にいい制度で、われわれも昔やつたことがある制度であります。が、逆に行けば非常に悪いのであります。今、今の考え方といたしましては、原則として團體交渉はやらないう考へ方でおつております。しかし團體交渉をやつた場合に、諮問の程度が團體交渉まで行くやうなことも、ときには例外的にはあり得るといふやうに考へておつております。

などを創設したり、あるいは現在ありますものを拡充いたしましたして、完納できる道に進むべきであります。完納の場合、納税のための金融ということが考えられる。加算税が高ければ、二十銭より十五銭の日歩の金を借りて納めてもよいというふうな状態が起りました。

加算税の高過ぎることに、よりましで金利、ことにやみ金利をつり上げるという弊害が生れて来るのであります。もちろん加算税が懲罰の意味を含んでいるとは言いながら、これを軽減すべきが適切であろう。かように考へておられますが、近くこれらについて何らかの処置をとられるお考えがあるかどうか。簡単に御答弁を願います。

池田國務大臣 今まで非常にインフレが高進しておりました関係上、懲罰的の意味も加えてあつた高いものになつておるのであります。先般もこの委員会です。延納を認められた理由がなくなるといふ御意見もございまして、お答えいたしておきました。将来できるだけ安くする。今の日本のやみ金利は別でございまして、金利水準は貸付の方について、できるだけ低く持つて行きたいという氣持を持つております。加算税の率につきましては、とくと引下げよう努力いたしたいと思います。

官廳委員 ついでにもう一つお伺いいたしたい。今度の税法の改正に載つておらないのであります。物品税の納期の問題でございまして、物品税は私が申すまでもなく、昭和十五年の時立法でありまして、しかも戦争が激しくなるにつれて、いわゆる信用取引というものは市場から影をひそめまして、現金取引、しかも戦後のイン

フレの高進状態におきましては、信用取引が絶無であつた、リユックサククの中に百円札を入れて、かついでまわる取引が盛んであります。従いまして物の賣買、移轉というふうなことはことごとく現金でやつておりましたから、物品税を消費者負担の税としてか

けても、これを現金で納めることは容易であつたのであります。しかし金詰りが激しくなるのと、また日本の経済及び金融政策が信用取引へ移行することを望んでおります以上、市場において現にそうでありまして、手形取引が漸次旧状態に帰つて来ております。その場合におきまして物の賣買代金をかりに九十日の手形で受取りますと、その物品税の納税義務者は二箇月間現金を立替えて納めなければならぬ、かようなことになりまして、近き將來において物品税の滞納ということが、盛んに起るであろうと想像されますので、物品税の納期につきましても、

きましましたら今日改正の中に考慮に入れていただきたい。かような私見を持つておつたわけでありまして、今回の改正はきわめて当座の問題でありまして、あえてこの改正を含んでおられないということ、とが立って来たわけではございませんが、現在信用取引が盛んになつて来る実情に合わない物品税の納期であるという観点から、せひとも近き將來においてこの点を適切に是正していただきたい。この点については大臣のお考えをちよつと伺いたしたいのです。

池田國務大臣 財政事情の關係から前月の庫出しと申しますか、移出に對しまして翌月の末日が納期と相なつておるのであります。現在においても

担保を提供すれば一箇月延ばすことになつております。お話の点もありませんので、納期につきましては全般的に考へてみたいと研究いたしております。石原(急)委員 ちよつと大臣にお尋ねします。過日の總理の施政方針演説の中で、シヨープ氏が見えて、日本の税は軽くなるというふうな印象の発言がありまして、また新聞記事もかような書きぶりをいたしておりましたが、國民の間には近くシヨープ博士が参られると、所得税はもろんのこと、一切の税が軽くなる、こゝういふふうな理解している人が多いのであります。それで私もこの問題についてははつきりしないのであります。シヨープ氏が参られて一應税制の改正ができること、具体的な税の軽減ができることを、われわれは期待してよろしいのか、その点についてひとつお答え願いたいと思

います。池田國務大臣 輕くなることを約束するわけには参りませんが、私といたしましては先ほど來申し述べておりましたように、特に所得税につきましては非常に重くなつております。従いましてこれを軽減すべく全力を注ぎたいと考えておる次第であります。今から約束はできない状態にあります。河川委員 團體交渉の件については、先ほど大臣から御答弁がございまして、先ほど了承できたのですが、話し合ひをして税の公正、適正化を期するといふような考へ方から、北海道でもその線で農業者の所得申告に努力をいたしておるのですが、その際札幌税務局に参りましたところ、いろいろ話の経過を申し上げますと長くなります

から、簡単に要点だけを申し上げますが、話し合ひの結果手算がどのようにきまつておるとも、われわれは税法によつて税を徴収するのである。従つて割当額がなると所得のあるところから税をとる。このことは了承ができませんので、最後に手算と税の徴収は全然關係がない。従つてわれわれは税法によつて税を徴収するのだと言われた。この全然關係がないというふうな発言をされておられますが、私は非常に大蔵省が官僚的であるといふことを、この発言によつて強く考えさせられ、また同席をしておりました農民も、非常に不快な感じをもつて歸つておるわけでありまして、こゝうした考へ方に対して、手算と税とは全然關係がないといふような発言に対しては、大臣はどのようにお考へになつておるか、御答弁願いたいと思

います。池田國務大臣 そういふことを言つただかどうか存じませんが、形式的に言へばそういふことも立ちましよう。しかし法律案と手算案といふものは全然異つたもので、手算案は單なる見込みでございまして、しかし徴税にあつては税法によつてやるべきであります。が、そういうことも形式的には私は言ひ得ると思ひます。しかし實際問題といたしまして、手算がどうであるといふことは一切かまわぬ。こゝういふことは大蔵大臣としては申し上げられません。手算といふものは頭に置かなければなりません。しかし税をとる場合に手算がどうだから税法を無視して税金をとらなければならぬ。これは全然いけません。そういうことになりますと、税法の命ずるところによつてやらなければならぬ。税法の命ずると

ころによつて手算の食い違ひが起る。これはいたし方がないことであります。だから表現の仕方がまずかつたかと思ひますが、形式的理論におきましては河川君の言ひ通りであります。石原(急)委員 この際資料をお願いしたいのですが、戦前三箇月、戦後は二十二年、二十一年、二十年、この三箇年の各税務署ごとで實際に徴收された税金の実績について、それから徴收予定のはずであつたものの、徴收不能に終つたもの、この三つの点について御調査していただいて、その資料を提出願いたいと思ひます。理由は実は各税務署ごとで非常に取扱いが違ひましたために、各税務署間の均衡がとれていないわけですから、われわれの間の事情をそれによつて知りたいたいと思ひますが、それが非常に困難であつたならば、私の關係の分だけでもあとでお願いいたします。

川野委員 それでは税法に関する質疑は後日に譲ることいたしました。次に先ほど質疑を終りました。政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部を改正する法律案を議題として、ただいまより討論採決に入ります。討論は通告順によつてこれを許します。河田賢治君。河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

河田委員 日本共産党を代表しまして、政府に対する不正手段による支拂請求の防止等に関する法律の一部改正案に對し、反対の意思を表明いたしましたと思ひます。

てできるだけ仕事を促進せしむるに遷延さ
 している。そうして予算が足りない、
 ないしは経費が足らぬと言つて、これ
 が増額を要求するといふようなこと
 あるいはまた現在原價計算になつてお
 りましても、実質上いろいろ数量的に
 たくさん使うことによりまして、費用
 をたくさんかける。こういうふうなく
 あいで、いろいろと今日に至るまでな
 さいやうなやり方が行われておりますが、

特に今度の改正案によりまして、大
 体政府が契約したものを包括して取扱
 うといふようなことになる。そうする
 と結局自由競争あるいは一般の入札に
 いたしまして競争の契約、あるいは
 指名競争といふような方法が行われる
 ことがありますが、こういうことによ
 つて、特に大きな業者と政府関係との
 間の結託が非常に強化される。たとえ
 ば普通の生産におきましても、今日集
 中生産が行われると同様に、これによ
 つて特に大きな土木建築業等におきま
 して集中生産が行われる、こういう実
 質を伴うものであります。従つて中小
 企業の土産業者、あるいはその他がこ
 の法律の適用によつて、ますます苦難
 な状態に陥ることは明らかでござい
 ます。従つて私たちはこういう観点
 から本法律案に反対し、特に不正手段
 による支拂いを政府が行つていよう
 な法律のあること自体が、今日のいか
 に官僚政治といふものが腐り切つてい
 るかといふことを明瞭にするものであ
 ります。従つて、こういう法律をできるだけ早く
 なくさなければならぬと思つて、こ
 のために今度の司令部からいろいろな
 指令がありますが、行政費を節約して
 指令通りにやる。しかし行政費を節約
 するよりは行政費を十分使つて、今日

このよう不正な支拂いが行われるこ
 とを、十分監視するといふ方向に向け
 るべきだと私も考へるのであります
 す。従つてこの法案の実施によつて、
 今後ますます土産業者においても集中生
 産が行われ、これによつて中小企業が
 ますます困難な状態に陥ることをわれ
 われは考へますので、この点から本案
 に反対の意思を表示するものでありま
 す。

○塚田委員 民主自由党を代表いたし
 まして、本法律案改正に対して賛成の
 意思を表示するものであります。

大体この改正が当然行われなければ
 ならないことは、法律第一七一号が
 この前に國會を通つたいたしましたとき
 に、当委員会の論議において、少くも
 も私どもはこの法案のねらるところ
 が、政府支拂いを適正にやらすとい
 うところにある以上は、政府が予算を組
 んだその範囲内でおそらく業者が競
 争入札をして落したものは、それがど
 ういうぐあいに使われようと、その中
 まですら干渉するのは、おそろしく目的に対
 して手段が行き過ぎであらうといふ議
 論を十分いたしました。當時はその
 意見はいれられなかつた。今日その改
 正ができることになつたことはけつこ
 うな改正だと思つて、この改正がで
 きたことは、今のそつでなくてさへ遅
 延している支拂いを促進せしめる有利
 な手段になりますので、そういう意味
 においても非常にけつこつだと思つて
 あります。それに関連して特別にお願
 いたしたいのは、こういうことを機
 会にいたしまして政府支拂いは一層促
 進されますように、他の全体の面にお
 きましても特段の御留意をお願いした
 いといふことをつけ加えて、賛成の意

見を表明いたしたいと存じます。
 ○川野委員長 討論は終局いたしまし
 た。

これより採決をいたします。本案に
 対して賛成の諸君の起立をお願いします。

〔賛成者起立〕
 ○川野委員長 起立多数。よつて本案
 は原案通り可決いたしました。報告書
 作成の件につきましては委員長に御一
 任願いたしと存じます。

それでは、本日はこれにて散會いた
 します。

午後零時三十四分散會

〔參照〕
 國立病院特別會計法案(内閣提出)に
 関する報告書
 政府に対する不正手段による支拂請
 求の防止等に関する法律の一部を改
 正する法律案(内閣提出)に関する報
 告書

〔都合により別冊附録に掲載〕

昭和二十四年五月十一日印刷

昭和二十四年五月十二日発行

東京高等印刷局

印刷部印刷局

(第一類 第七号)

(二五五)